三　ガス小売事業者が調達して導管に注入する合成メタン等の量（合成メタン等調達費に係るものに限る。）又はガス小売事業者が調達して導管に注入した合成メタン等の量（合成メタン等調達費に係るものに限る。）が、次に掲げる事項を満たすこと。

イ　各年度にガス小売事業者が調達して導管に注入する合成メタン等の量がガス小売事業者のガス小売供給量の５％相当量以下であること。

ロ　各過年度にガス小売事業者が調達して導管に注入した合成メタン等の量がガス小売事業者のガス小売供給量の５％相当量以下であること。

○経済産業省告示第百十一号

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第三条第四項、第五条第一項及び第十一条第一項の規定に基づき、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月十四日　　経済産業大臣　武藤　容治

エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針等の一部を改正する告示

（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針の一部改正）

第一条　エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成二十八年経済産業省告示第百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況に鑑み、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用が重要となっている。 エネルギー基本計画（令和７年２月18日閣議決定）においても、安全性を大前提に、エネルギーの安定供給を第一として、経済効率性の向上と低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、エネルギーの脱炭素化を進め環境への適合を図ることを基本的視点としている。	我が国のエネルギー供給事業者によって供給されるエネルギーの供給源の相当部分を化石燃料が占めており、かつ、エネルギー供給事業に係る環境への負荷を低減することが重要となっている状況に鑑み、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用が重要となっている。 エネルギー基本計画（令和３年10月22日閣議決定）においても、安全性を大前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、エネルギーの脱炭素化を進め環境への適合を図ることを基本的視点としている。
こうした情勢を踏まえ、エネルギー供給事業者は、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源や原子力に加え、水素やアンモニアといった非化石エネルギー源の利用、二酸化炭素の排出を抑制する技術の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが必要である。 また、国はエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を図るための施策を講ずることとする。 この基本方針は、このような認識のもと、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を総合的に進める見地から必要な事項を定めるものである。	こうした情勢を踏まえ、エネルギー供給事業者は、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源や原子力に加え、水素やアンモニアといった非化石エネルギー源の利用、二酸化炭素の排出を抑制する技術の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に努めることが必要である。 また、国はエネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を図るための施策を講ずることとする。 この基本方針は、このような認識のもと、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進を総合的に進める見地から必要な事項を定めるものである。
第一　エネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 １　エネルギー源の環境適合利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、エネルギー源の環境適合利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項を示す。 ⑴・⑵　（略） ⑶　ガス事業者 ①　ガス事業者は、令和12年度において、各ガス事業者のガス小売事業の用に供したガス供給量（以下「ガス小売供給量」という。）の１％相当量の水素及び一酸化炭素若しくは二酸化炭素から合成したメタン（以下「合	第一　エネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 １　エネルギー源の環境適合利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項 エネルギー供給事業者が行う事業ごとに、エネルギー源の環境適合利用のためにエネルギー供給事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項を示す。 ⑴・⑵　（略） ⑶　ガス事業者 ①　ガス事業者は、安定供給並びにバイオマスから発生したガス（以下「バイオガス」という。）の賦存量及び経済性等の制約も留意しつつ、バイオガスの導入によるガス供給を拡大するよう取り組むこととする。